

# 弟子屈町空き家等対策計画

《令和2年4月～令和7年3月》



## 弟子屈町

# 目 次

## I. 基本事項

1. 計画策定の背景と目的 .....	P 1
2. 空き家等の適正管理に係る基本的な方針 .....	P 1
3. 用語の定義 .....	P 2
4. 計画の対象とする地区及び空き家等の種類 .....	P 2
5. 計画期間 .....	P 2

## II. 対策の進め方

1. 実施体制 .....	P 3
2. 空き家等データベースの作成 .....	P 4
3. 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の 適正管理、活用の促進 .....	P 4 ~ 5
4. 現地立入り等による実態調査 .....	P 5 ~ 7
5. 特定空家等に対する対策 .....	P 7 ~ 10

○別紙様式 .....	P11~16
-------------	--------

# I 基本事項

## 1. 計画策定の背景と目的

近年、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、全国的にも大きな課題となっております。

本町におきましても、自治会要望や、町民からの情報提供を受けた場合には、現地にて確認を行い、所有者が特定できた場合に限り、撤去や改善の要請などを行ってまいりましたが、それらの財産に所有権以外の権利が設定されていたり、相続登記がなされていない場合などは、さらに難しさを増す内容となり、あくまでも私的財産であることから、踏み込めていないのが実態でありました。

このため、平成 26 年 11 月 27 日に公布され、平成 27 年 5 月 26 日に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（資料 2\_以下特措法という。）に基づいて本計画を策定し、空き家等に対する対策について必要な事項を定めることにより、第 5 次弟子屈町総合計画の基本構想のひとつである「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の達成に向けた取組みを進めることを目的とします。

## 2. 空き家等の適正管理に係る基本的な方針 （特措法第 6 条第 2 項第 1 項）

空き家等の適正な管理においては、特措法第 3 条において「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されているとおり、所有者等が自らの責任において適正に管理することを原則とする。

ただし、所有者等が、経済的な事情などから自らの空き家等の管理を十分に行うことができず、その管理責任を全うできない場合も考えられるため、所有者等の第一義的な責任を前提にしながらも、特措法第 4 条の「市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。」に基づき、当計画において、管理不全な状態となった空き家等に対する措置について必要な事項を定め、町民の生命、身体、財産及び生活環境に対する重大な損害の発生の防止に取り組むことを基本的な方針とする。

### 3. 用語の定義

#### ①空き家等 (特措法第2条第1項)

町内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態（長期間にわたって使用されていない状態、概ね年間を通して建築物等の使用実績がないことを1つの基準とする）にあるもの及びその敷地

#### ②特定空き家等 (特措法第2条第2項)

管理不全な状態の空き家等、または管理不全な状態となるおそれが高い空き家等

#### ③管理不全な状態 (「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)(国住備第62号・総行地第76号平成27年5月26日通知以下「ガイドライン」という。)1-1-(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ))

次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 著しい老朽化、台風、積雪等の自然現象その他の事由により、倒壊し、またはその一部が飛散するおそれがあり、保安上危険となるおそれがある状態

イ そのまま放置すると、著しく衛生上有害となるおそれのある状態

ウ 適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態

エ 周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態

オ その他、著しく支障をきたすおそれがあると町長が認めた状態

#### ④所有者等 空き家等の所有者または管理者

### 4. 計画の対象とする地区及び空き家等の種類 (特措法第6条第2項第1号)

町内全域の空き家等を対象とする。

### 5. 計画期間 (特措法第6条第2項第2号)

令和2年4月1日～令和7年3月31日とする。

## Ⅱ. 対策の進め方

### 〈 弟子屈町空き家対策フロー 〉：資料 1

#### 1. 実施体制 (特措法第 6 条第 2 項第 8 号)

##### ①弟子屈町空き家対策協議会の設置 (特措法第 7 条、弟子屈町空き家対策協議会設置要綱 (平成 27 年弟子屈町訓令 33 号))

町長を会長とし、本町における空き家対策計画を策定して、その実施を推進するとともに、情報の収集と共有、機関相互間の連絡調整を行う。

ア 協議会の委員は、地域住民、町議会の議員、法務、不動産、建築等に関する学識経験者、その他町長が必要と認めるものをもって構成する。

- ・ 司法書士
- ・ 弟子屈町議会
- ・ 弟子屈町自治会連合会
- ・ 阿寒国立公園川湯地域運営協会
- ・ 弟子屈町都市計画審議会
- ・ 弟子屈郵便局
- ・ 弟子屈町商工会
- ・ 一般社団法人 摩周湖観光協会
- ・ 摩周建設業協会

イ 協議会の運営は別に定めるところによる。

##### ②役場内の実施体制 (関係部署と役割分担)

- ・ 総務課：空き家対策の総括及び実施、災害対応、行政手続法、例規改正
- ・ まちづくり政策課：総合計画、空き家バンク、予算措置、寄附等財産管理
- ・ 建設課：建築基準法、危険度調査、住宅リフォーム助成、耐震改修助成
- ・ 環境生活課：防犯、廃棄物処理、景観環境保全、
- ・ 税務課：地方税法、課税台帳、納税状況
- ・ 観光商工課：空き店舗等対策、観光への影響
- ・ 水道課：水栓管理

## 2. 空き家等データベースの作成 (特措法第 11 条、10 条)

対策の実施に必要な情報を正確に把握するため、町内に所在する空き家等の一覧表及び配置図等を作成し、情報の整理を行う。

所在地、現況、所有者等の氏名に加え、特定空き家等に該当するものについてはその旨を記載し、実施した措置の内容及びその履歴についても併せて記載する。

### ①基礎資料の作成

- ・町内空き家等配置図の作成
- ・水栓の開閉状況の照会
- ・協議会構成機関等との情報共有
- ・町民相談などによる状況把握
- ・現地周辺確認による状況調査（適正な管理がされているかどうか）
- ・空き家等危険度等判定調査票（別紙第 1 号様式）

### ②所有者の確認

- ・固定資産台帳等による調査
- ・近隣住民や関係者などからの情報収集
- ・登記情報・建築確認申請情報等による調査
- ・戸籍情報等による相続人情報の調査

### ③相続放棄等による所有者不存在の確認

- ・固定資産台帳等による調査
- ・家庭裁判所への照会

### ④所有者不明の確認

- ・所有者確認のため該当者に配達証明郵便を送付し、あて先不明等で返送された場合は、所有者不明の空き家等と判断する。

## 3. 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地（以下「空き家等の跡地」という）

### の適正管理、活用の促進 (特措法第 13 条)

特定空き家等の発生または増加を抑制するため、空き家等の適切な管理の重要性や、特定空き家等が周辺地域にもたらす諸問題について、当計画の公表や広報紙などによる周知を行い、所有者等のみならず、地域全体での意識の向上と理解の増進に努めるとともに、既存の制度などを活用した利活用の推進や、除去等に対する支援を行うとともに空き家等の跡地については、適正管理、利活用を進める。

#### ①利活用の推進、除去等に対する支援制度 (特措法第6条第2項第4号)

- ・住宅の簡易耐震診断及び耐震改修費用の助成制度：資料4
- ・住宅建設促進事業：資料5
- ・空き家バンク制度：資料6
- ・空き店舗の活用促進（企業振興促進条例）：資料7
- ・空き家再生等推進事業【除去事業タイプ】：資料8

#### ②空き家等に関する相談窓口の設置 (特措法第6条第2項第7号)

- ・空き家対策全般、特定空き家等による被害及び被害防止等について：総務課情報防災係
- ・空き家等に係る町民相談について：環境生活課生活係
- ・リフォーム、耐震改修等について：建設課建築係
- ・空き家バンク制度について：まちづくり政策課政策調整係
- ・寄付採納等について：まちづくり政策課財政係
- ・空き店舗の活用促進について：観光商工課商工振興係
- ・固定資産税の住宅用地特例に関する措置について：税務課課税係

#### ③空き家等の跡地について (特措法第6条第2項第5号)

- ア 良好な環境の形成に資する管理、利用を指導する。
- イ 公共・公益施設等への活用を図る。

#### 4. 現地立入り等による実態調査 (特措法第6条第2項第3号)

空き家等データベースで特定空き家に該当するものについて、敷地内に立ち入って状況の観察、必要に応じて建物内部に立ち入って柱や梁等の状況を確認するなど、専門的な判定、調査を行うとともに、助言・指導などにより所有者等へ適正管理を促す。

#### ①立ち入り調査による危険度等調査項目 (ガイドライン2-1-(1)、別紙1～4)

##### ○ 倒壊など、建物等が著しく保安上危険となるおそれがあるか

##### ア 建物等の著しい傾斜

- ・基礎に不同沈下がある
- ・柱が傾斜している
- ・基礎が破損または変形している
- ・土台が腐朽または破損している
- ・基礎と土台にずれが発生している
- ・柱、はり、筋かいが腐朽、破損または変形している
- ・柱とはりにずれが発生している

イ 屋根、外壁等が脱落、飛散するおそれがある

- ・屋根が変形している
- ・屋根ふき材が剥落している
- ・軒の裏板、たる木等が腐朽している
- ・軒がたれ下がっている
- ・壁体を貫通する
- ・外壁の仕上げ材料が剥落、腐朽または破損し、下地が露出している
- ・外壁に浮きが生じている

ウ 屋外設備等の状態

- ・看板の仕上げ材料が剥落している
- ・看板、給湯設備、屋上水槽等が破損、または転倒、脱落している
- ・屋外階段、バルコニーが傾斜、腐食、破損または脱落している

○ そのまま放置すると、著しく衛生上有害となるおそれがあるか

ア 建物等の破損等が原因で、以下の状態にある

- ・吹付石綿等が飛散し、暴露する可能性が高い
- ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生がある
- ・排水等の流出による臭気の発生がある

イ ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある

- ・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生がある
- ・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊などが発生している

②立ち入り調査の事前通知 (特措法第9条第3項)

- ・立ち入り調査を行う場合は、5日前までに所有者等への事前通知を行う。ただし、所有者等の同意を得られる場合はこれによらない。
- ・所有者等への事前通知は電話等、口頭にて行う。
- ・所有者不存在、所有者不明など、事前通知が困難な場合は、これを行わない。

③身分証明書の携帯、提示 (特措法第9条第4項)

- ・立入調査をする職員は、その身分を示す証明書(弟子屈町職員服務規程に定める身分証明書)を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示する。

④立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものとする  
(特措法第9条第5項)



## 5. 特定空き家等に対する対策 (特措法第6条第2項第6号)

現地立ち入り調査の結果、安全性の低下、公衆衛生の悪化などの問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものについて、周辺的生活環境の保全を図るためにどのような措置が必要となるかについて迅速に検討を行なったうえ、特措法に基づいて、所有者等に対して必要な助言・指導などにより適切な管理を促すとともに、改善されない場合は期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告、命令等を行う。

また、これらによっても当該空き家等が管理不全な状態にあるときは、そのまま放置した場合に、周辺の建築物や通行人等に及ぶと予見される悪影響の程度や、危険の切迫性などを判断し、安全代行措置または行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、措置の代執行を行う。なお、その際の判断基準は一律とすることなく、立地条件や地域の実情に応じて、適宜判断する。

### ①適正管理に係る助言、指導 (特措法第14条第1項、ガイドライン3-3-(1))

#### ○ 特定空き家等の所有者等への告知

##### ア 趣旨及び内容

- ・ どの建築物等が特定空き家等として対象となっているのか
- ・ 当該特定空き家等が現状どのような状態になっているのか
- ・ 周辺的生活環境にどのような悪影響をもたらしているか

##### イ 告知すべき事項

- ・ 助言または指導の内容及びその事由
- ・ 責任者及び担当者
- ・ 措置を実施する場合は、責任者または担当者に連絡すること
- ・ 状態が改善されない場合、勧告を行う可能性があること
- ・ 勧告をした場合は、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されること

##### ウ 実施の方法

- ・ 助言または指導を行う時は、現地立会いのもと口頭で行うか、電話等による
- ・ 状態が改善されず、勧告等の措置を行う可能性がある場合は文書等により行う

## ②必要な措置を講ずる旨の勧告 (特措法第 14 条第 2 項)

### ○ 勧告の実施 (ガイドライン 3-4-(1))

#### ア 勧告すべき事項

- ・ 対象となる特定空き家等
- ・ 周辺的生活環境の保全を図るために必要となる具体的な措置の内容とその効果
- ・ 勧告に至った事由
- ・ 勧告の責任者及び担当者
- ・ 措置を実施する場合は、責任者または担当者に連絡すること
- ・ 正当な理由なく措置されない場合、町長は命令を行う可能性があること
- ・ 地方税法の規定に基づき、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されること

#### イ 猶予すべき期限の設定

- ・ 専門家等の意見を参考として改善に必要と思われる期間を定め、猶予期間とする

#### ウ 実施の方法

- ・ 措置の内容を明確に示すため、書面で行う (別紙第 2 号様式)
- ・ 書面の送達は配達証明郵便 (配達証明かつ内容証明の郵便) とする

## ③所有者等への命令 (特措法第 14 条第 3 項)

上記勧告に係る措置をとらなかった所有者等に対し、意見書等の提出を求める「命令に係る事前の通知」を行い、かつ正当な理由が無いと認めるときは、勧告に係る措置をとることを命ずる。

### ○命令に際し事前に通知すべき事項 (特措法第 14 条第 4・5 項、ガイドライン 3-5-(1)・(2))

- ・ 勧告に係る内容
- ・ 命ずるに至った事由
- ・ 意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会が与えられること
- ・ 意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求できること
- ・ 意見書の提出先及び公開による意見の聴取の請求先
- ・ 意見書の提出期限
- ・ 命令の内容を明確に示すため、書面にて事前の通知を行う (別紙第 3 号様式)

○ 公開による意見の聴取 (特措法第 14 条第 6・7 項、ガイドライン 3-5-(3))

意見の聴取に係る請求があった場合、所有者等またはその代理人に対し、意見聴取の期日の 3 日前までに次の事項を通知するとともに、役場前掲示場への掲示をもって公告する。

- ・ 命じようとする措置
- ・ 意見の聴取の期日及び場所

○ 勧告に係る措置の命令 (特措法第 14 条第 3 項、ガイドライン 3-5-(4))

ア 命令書に記載すべき事項

- ・ 勧告に係る内容
- ・ 措置の期限
- ・ 措置が履行されない場合等は代執行の手続きに移行する可能性があること
- ・ 行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) に基づく不服申立てができること
- ・ 不服申立てをすることができる期間
- ・ 命令に違反した場合、50 万円以下の過料に処される可能性があること

(特措法第 16 条第 1 項)

イ 実施の方法

- ・ 命令の内容を明確に示すため、書面で行う (別紙第 4 号様式)
- ・ 書面の送達は配達証明かつ内容証明の郵便とする

○ 命令の公示 (特措法第 14 条第 11 項、ガイドライン 3-5-(5))

命令を行った場合は、標識の設置をするとともに、町広報紙、公式サイトへの掲載などにより命令が出ている旨を公示する。

④行政代執行 (特措法第 14 条第 9 項、ガイドライン 3-6-(1)・(2))

○戒告書及び代執行令書による通知

ア 戒告書に記載すべき事項

- ・ 命令に係る内容
- ・ 措置の期限
- ・ 代執行に係る費用の徴収を行うこと
- ・ 行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) に基づく不服申立てができること
- ・ 不服申立てをすることができる期間

イ 代執行令書に記載すべき事項

- ・ 代執行をなすべき時期
- ・ 執行責任者の氏名

- ・代執行に要する費用の概算による見積額
- ・行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく不服申立てができること
- ・不服申立てをすることができる期間

#### ウ 実施の方法

- ・命令の内容を明確に示すため、書面で行う（別紙第 5 号様式）（別紙第 6 号様式）
- ・書面の送達は配達証明かつ内容証明の郵便とする

#### ○ 費用の徴収（ガイドライン 3-6-（6））

- ・代執行に要した一切の費用は、所有者等から徴収する
- ・徴収する費用は、実際に代執行に要した費用とし、調査費等は含まないものとする

#### ⑤ 緊急時安全代行措置（ガイドライン 3-6-（3））

立入調査の結果、①～④の手続きを進める中で、災害等による大きな被害が発生するおそれがあるなど危険が切迫している場合においては、被害を防止するために最低限の措置を代行し、所有者等に対して係る費用を請求する。

なお、措置を代行する場合は、実施概要、概算費用、費用負担、その他必要な事項について、あらかじめ所有者等の同意を得て行うものとするが、その時点において所有者等の特定に至っていない場合においても、安全措置を優先するものとする。

(別紙第1号様式)

番 号		
水栓番号		

## 空き家等危険度判定調査票

調査日

調査員氏名

### 【空家概要】

1. 住居表示

2. 所有者

3. 用途 住宅・小屋・併用住宅・事務所・その他・2戸長屋 ( )

4. 構造 木造・非木造 ( )

5. 階数 平屋・2階・その他 ( )

6 屋根 亜鉛鉄板・その他 ( )

判 定 項 目								
倒壊 及 び 危 険 下 飛 散 物	項 目	危険度 小	配点	危険度 中	配点	危険度 大	配点	評価
	建物構造	傾斜・ズレなし	0	傾斜・柱・基礎破損	25	倒壊・一部	100	
	屋根	乖離・破損(なし又はごく一部)	0	乖離・破損(一部)	25	トタン乖離・軒破損	50	
	窓ガラス・窓枠	割れ・破損(なし又はごく一部)	0	割れ・破損(一部)	25	割れ・破損(全体)	50	
	外壁	乖離・破損(なし又はごく一部)	0	乖離・破損(一部)	25	乖離・破損(全体)	50	

※屋根・窓ガラス・窓枠・外壁においての小・中の判断は外観で10%程度を境とする。

計

防犯 ・ 防 火	項 目	危険度 小	配点	危険度 中	配点	危険度 大	配点	評価
	建物構造	不燃化材使用	0	不燃化材一部使用	10	可燃材多数使用	25	
	玄関・窓等	施錠・侵入不可	0	開錠侵入可能	20	吹き抜け状態	50	
	敷地内	放置物なし	0	可燃材・雑草一部あり	10	可燃材・雑草多数あり	20	
	侵入者	情報なし	0	情報あり	15	侵入形跡あり	30	

計

周 辺 環 境	項 目	危険度 小	配点	危険度 中	配点	危険度 大	配点	評価
	けもの類・害虫等	なし	0	出入りしている	10	生息・巣がある・大量発生	25	
	臭い	悪臭なし	0	悪臭(敷地内)	15	悪臭(周辺に迷惑)	25	
周辺環境	農地・原野	0	住宅地・公共施設・道路	10	学校・保育園・通学路 住宅密集地	25		

計

判定結果(評価点の合計が100点を超えるものは特定空家と判定する。)

合計

### 【その他特記事項(内観調査含)

--

(所有者等住所氏名) 様

北海道弟子屈町長

(担当: )

## 勸 告 書

貴方の所有する下記空き家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という）第2条第2項に定める「特定空き家等」に該当すると認められたため、対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善されておられません。

つきましては、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために下記のとおり必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勸告します。

### 記

#### 1. 対象となる特定空き家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

#### 2. 勸告に係る措置の内容

#### 3. 勸告に至った事由

4. 勸告の責任者 弟子屈町役場総務課 連絡先:

5. 措置の期限 年 月 日

- ・期限までに措置を実施した場合は、上記責任者まで連絡してください。
- ・正当な理由なく措置されない場合、法第14条第3項の規定に基づき措置を命ずることがあります。
- ・当該敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

(所有者等住所氏名) 様

北海道弟子屈町長

(担当: )

### 命令に係る事前の通知書

貴方の所有する下記空き家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という）第2条第2項に定める「特定空き家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても措置されておられません。

このまま措置されない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとるよう命令することとなりますので通知します。

なお、貴方は、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

#### 記

1. 対象となる特定空き家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2. 命じようとする措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

送付先：弟子屈町役場総務課宛

北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号 (015-482-2191)

5. 意見書の提出期限 年 月 日

- ・期限までに措置を実施した場合は、上記責任者まで連絡してください。

(所有者等住所氏名) 様

北海道弟子屈町長  
(担当: )

## 命 令 書

貴方の所有する下記空き家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空き家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

### 記

#### 1. 対象となる特定空き家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

#### 2. 措置の内容

#### 3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者 弟子屈町役場総務課 連絡先:

5. 措置の期限 年 月 日

- ・期限までに措置を実施した場合は、上記責任者まで連絡してください。
- ・本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対し異議申立てをすることができます。

注：平成26年に成立した行政不服審査法（平成26年法律第68号）において、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとなっており（新法第2条）、新法施行後は当該市町村長に審査請求を行うことになる。（新法第4条第1号、なお、新法の施行日は、公布の日（平成26年6月13日）から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日。） また、新法における審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過するまで（新法第18条第1項）となる。



(所有者等住所氏名) 様

北海道弟子屈町長  
(担当: )

## 戒 告 書

貴方に対し 年 月 日付け 第 号により貴方の所有する下記特定空き家等の(除却)※を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定に基づき、下記特定空き家等の(除却)※を執行いたしますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴方から徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

### 記

特定空き家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模
- (5) 所有者の住所及び氏名

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対し異議申立てをすることができます。

注：平成26年に成立した行政不服審査法(平成26年法律第68号)において、不服申立ての手續を審査請求に一元化することとなっており(新法第2条)、新法施行後は当該市町村長に審査請求を行うことになる。(新法第4条第1号、なお、新法の施行日は、公布の日(平成26年6月13日)から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日。) また、新法における審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過するまで(新法第18条第1項)となる。

※措置の内容(除却、修繕、立木竹の伐採等)に応じて記載

(所有者等住所氏名) 様

北海道弟子屈町長  
(担当: )

## 代 執 行 令 書

年 月 日付け 第 号により貴方の所有する下記特定空き家等を 年 月 日までに(除却)※するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴方から徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

### 記

1. (除却)※する物件

2. 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

3. 執行責任者 弟子屈町役場総務課

4. 代執行に要する費用の概算見積額

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に町長に対し異議申立てをすることができます。

注：平成26年に成立した行政不服審査法(平成26年法律第68号)において、不服申立ての手續を審査請求に一元化することとなっており(新法第2条)、新法施行後は当該市町村長に審査請求を行うことになる。(新法第4条第1号、なお、新法の施行日は、公布の日(平成26年6月13日)から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日。) また、新法における審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過するまで(新法第18条第1項)となる。

※措置の内容(除却、修繕、立木竹の伐採等)に応じて記載

弟子屈町空き家等対策計画  
《令和2年4月～令和7年3月》  
平成27年11月策定  
令和2年4月改訂

発行 弟子屈町  
作成 弟子屈町空き家対策協議会  
編集 弟子屈町役場総務課  
〒088-3292 川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号  
TEL. 015-482-2191 Fax 015-482-2696

